

北海道の製材業史話

(その2) 製材業とは

林政ジャーナリスト 坂 東 忠 明



■製材業とは

製材工場と言えば、町の‘木工場’とか‘木挽き所’などと呼称されていた。移動式の簡易製材機が出回る時代もあって、さながら地元の自給自足的な需要を賄う身近な小さな加工場のような存在だった。林業が盛んな様子として町や村には製材工場が原風景としてあった。

物が不足していた時代には、地方では農産物のジャガイモや蕎麦、小麦や桀、経木なども自前で加工して消費していた。生活の知恵から生まれた生産技術でもあったが、次第に森林の商業伐採が活発になって、製材加工を担う地元企業が次々に生まれてきた。

今日では製材機械の自動化や高速化で規模が大きくなり、出力300kw以上の製材工場が主流になりつつあるが、小規模でも製材工場は町の地場産業としての期待が大きい。

製材業は、丸太を製材機械によって角材や板材などの製材品を木取りして販売する業種である。製材工場は一種の装置産業である。一度施設を設置すると容易に移動することが困難であるため、丸太を入手する地域の森林資源の賦存量がどれだけあるか、適材を選ぶことができるかなど、経営者の見立てが工場の命運を左右する。

さらに製材工場は、原木供給者の裁量、素材生産者や運材の確保等、関係業者との信頼関係を持ち続けなければならない。そして製材品の販売ルート、木材市場の動向にも注意を払う必要があるから、経営者としての経験や最新情報が求められる。

■製材業はどんな製造業か

木材統計など集計された結果を表すために統一的に依拠している『日本標準産業分類』（総務省）によれば、製材業等は、「大分類A農業・林業」ではなく「大分類E製造業」に属している。製材業は「一般製材業」として中分類の「木材・木製品製造業（家具を除く）」とされ、「造作材・合板・建築用組立材料製

造業（集成材、削片板、繊維板を含む）」、「木製容器製造業」とは区分された分類となっている。産業分類は個々の産業を定義したものではないが、「一般製材業」には挽き材、仕組板製材、小割、まくら木、支柱、腕木、賃挽などが業として含まれている。

製材工場は、低次加工材の半製品や人工乾燥した高次加工材まで、多種多様な用途の注文に応じて製材品を生産している。製材業では自動車や電化製品のように完成品を一貫製造している業種ではなく、部材製品をつくる製造業もある。つまり自社製品として、より付加価値のある完成された製材製品を作り出すことは容易でないために、製材業は受注の多い梱包材やラミナに特化して安定生産を狙った製材経営を図っていると言えよう。

このように製材業の生産は、主に木材の多岐にわたる用途に応じているのが特徴である。また製材業は、挽き材の歩留まりを高めるために集成材加工や廃材利用のチップ、おが粉、牛舎の敷き料用などの副産物も扱っている。

特に本道において製材業は、元来、国有林を中心に戸田生産地域の周辺に得意先を確保してきた長年の実績があり、道産材中心の内陸型製材工場が多い。道外では円高による外材競争力の攻勢に対し臨海木材工業団地に大規模な製材工場があり、在来工場と棲み分けた併存構造が出来上がっている。

一方で北海道のように内陸型の製材工場は、森林資源の伐採圏が狭く、原料を安定的に確保することが限られ、いわゆる「地産池消」型の地元密着の製材工場として同業者との共存・競合関係があり、規模拡大の投資や市場の確保が十分にできない状況にあり苦心している。

■現状から脱出する試み

① 秋田県は「天然秋田杉」のブランドで有名であ

る。しかし需要縮小や市場変化で他県に比べて立ち遅れた。その原因のひとつとして、秋田スギの素材を生かして多品種少量生産であったために、市場が要求する品質の均一化、安定供給への対応が遅れたことがある。また生産性の低い板類の生産に主力を置き過ぎ、人工乾燥材生産体制の整備が遅れたことも指摘されていた。

当県は、合板や集成材製品の出荷額は国内トップクラスにありながら、上述したような事情により製材品離れが生じていたが、東日本大震災、東京五輪などを契機に、木材関連業者を結集して「木材総合加工生産地・あきた」の確立をめざすことになった。

製材業界は官民連携の県産材利用促進に取り組み、関連事業として、県産材を活用したデザイン性の高い木造建築を設計する建築家の養成、新築・改築に秋田スギを使用した施主に最大40万円の助成を行う県単事業を実施している。

そして秋田製材協同組合は、「七曲臨空工業団地」にスギ大型製材工場を完成させた（平成24年7月）。これには県が10億円超の補助金を拠出し年間のラミナ生産量を40千m³、一般製材39千m³、売上高30億円を見込んでいる。同時に県は「農林漁業振興臨時対策基金事業」を設立し、「乾燥設備の充実」に支援をおこなっている。

地元企業との調整もあるようだが、木材業者や運送業者など組合員30社が一丸となって県内外に売り込みを図るとしている。県内では原木確保の問題も抱えながら、全国初の「林内路網の整備の促進に関する条例」（平成24年）を制定し、林業採算性の向上にもつなげて再生したいと考えている。

② 旭川市郊外にある「木工団地」の家具メーカーや木材メーカーなど11社で構成されている「協同組合旭川木工センター」は、平成28年6月30日、設立50年を迎えた。同センターは、この節目に、家具、木工製品の海外からの輸入が増える中で、地元との連携を強化する方針を固めて活動している。

同センターは、昭和41年6月に、約6万平方メートルの「木工団地」に立地する13社で発足した。現在の加入会員は、建具、木材加工機械販売、家具・木工品販売などで、家具全般や特注などニーズに応じたさ

まざまな事業を展開している。

同センターの営業や活動内容を広め、イベントを開催したり、迅速に商談に応じたり、常に消費者や業界との距離をなくする戦略をとりながら、問い合わせ、要望の窓口をオープンしており、「それぞれの企業がもつ強みを発信して顧客を取り込みたい」としている（北海道新聞 平成28年7月2日付記事参照）。

③協同組合を組織し協業化により新規需要に活路を開いた（丸善木材㈱の鈴木通夫氏への雑誌インタビューを再掲し構成（「変革は人にあり」AFCフォーラム 平成27年2月）。

昭和46年厚岸木材工業協同組合の設立や昭和58年の厚浜木材加工協同組合の設立に尽力した鈴木通夫氏は、当時を振り返り、「木材加工流通や施工分野まで、流れを束ね経営の効率化を図る必要があった」、「協業化に取り組めば経営規模の小さな企業でも強みを発揮できる」と構想していた。

昭和46年当時、木材自給率が50%を割り、アメリカのドルショックで合板やインチ材の輸出減の影響を受けて、道内では大手の木材会社の倒産が相次いでいた。また昭和58年には景気回復基調の兆しが見える中で、再び木材不況が覆っていた。

こうした厳しい環境のなかで設立された協同組合だったことを考えれば英断だった。鈴木氏は「景気や市場変動に左右され、不況産業に陥りやすい製材・木材企業が、単独で生き続けるのは困難」、「協業化で結束を図ると個別企業の在庫負担の軽減や設備投資也可能」であり、「協同組合なればこそその支援のメリットもある」と述べている。

鈴木氏は、協業化で新たな技術開発、新分野への進出、技術者の人材育成も視野に入れて、道東林業・林産業の発展を目指している一人である。

【参考資料】

- 1 「あきた経済」 秋田経済研究所 平成24年3月
- 2 「木工関連11社連携強化を…」 北海道新聞
(平成28年7月2日付電子記事)
- 3 「変革は人にあり」 AFCフォーラム 平成27年2月